



掲示しないといけないものはあるの？



A. いくつかは決められているよ。

事業所の見やすいところに張り出しておきましょう、ということになっているものがあるよ。

まずは、[運営規程](#)の概要。

運営規程は事業所のルールなどが書かれているもので、[重要事項説明書](#)は利用者や保護者に向けた説明資料として保護者に交付されるものであって、内容は対になっているんだ。

運営規程も重要事項説明書も、[指定](#)を取るときに指定権者に提出するものだよ。

従業員の[勤務の体制](#)、も掲示物として張り出すように、となっているんだ。

[管理者](#)はだれで、[児童発達支援管理責任者](#)はだれ、[従業員](#)にはこんな人がいるよ、っていうことを知ってもらうためだね。

[苦情の対応](#)方法も貼っておかなくてはいけないんだよ。

相談の窓口はどこか、誰が話を聞くのか、解決のための責任者はだれか、などを明示しておかないといけないよ。

あまり使ってほしくない窓口だけだね。

その他の利用申込者がサービスを選択するときの情報となるように、協力医療機関や事故発生時の対応など、利用申込者にとって必要となる情報も張っておくように、となっているね。

[《MENU》](#)

[《加算と減算って？](#)

[《本体報酬って聞きなれないけど？》](#)

2022-04-11 掲載